

論点メモ2 運営費負担金等の扱いに関する論点

平成 20 年 5 月 26 日

1 問題の所在・・・減損の兆候、認識、使用価値の測定

① 公営企業型地方独法の減損会計の基準に、原則として、我が国の企業会計基準の減損会計基準を適用することとした場合、

○ 減損の兆候を判定する上での、「資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス」の判定上、収益又はキャッシュ・フローに、どのように運営費負担金、運営費交付金を算入するか、

○ 減損損失の認識、測定上、資産又は資産グループの使用価値を算出する上での継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値を算出する上で、将来キャッシュ・フローに、どのように運営費負担金、運営費交付金を算入するか、

が、大きな課題となる。

② その際、設立時の有形固定資産の割引現在価値の算定上のキャッシュ・フローには、既に料金収入及び設立団体からの運営費負担金が含まれていることに留意する必要がある。

【地方独立行政法人法等の施行に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて（平成 16 年 4 月 1 日総財公第 39 号）】

第3 有形固定資産の評価

減損が生じていると認められる場合は、将来キャッシュ・フロー（料金収入及び設立団体からの運営費負担金）を見積もり現在価値に割り引く方法により評価した額（割引現在価値）によることも可能とする。

※ 当時の解説では、「事業は、料金回収と設立団体からの負担金等で運営されることから、固定資産の評価に収益還元法を用いる際には、料金収入のみならず、設立団体からの負担金収入を加えた将来キャッシュ・フローを見積もる必要がある。」としている。

2 検討の方向として考えられる二つのアプローチ(案)

- 運営費負担金、運営費交付金等の扱いについては、次のとおり、二つのアプローチが考えられるのではないか。

(1) 収益・キャッシュフローとして認識する負担金等の定義を限定

- 公営企業型独立行政法人が中期計画に基づき運営されるものであることから、中期計画に明確に位置づけられた運営費負担金、運営費交付金等に限って、キャッシュ・フローとし、赤字の穴埋めに設立団体が負担した運営費交付金等は、収益・キャッシュ・フローにカウントしない。

(2) 収益・キャッシュ・フローとして認識する負担金等の定義は困難

- 運営費負担金、運営費交付金等の収益又はキャッシュ・フローとしての性格は、中期計画の位置づけによって変わるものではなく限定できないので、収益、キャッシュ・フローとして位置づけることを原則とするが、設立団体には、中期計画で予定していないような安易な赤字補填等の運営費交付金の抑制を求め、パフォーマンスの悪い地方独立行政法人については、赤字決算を求める。

3 収益・CFとして認識する負担金等の定義を限定する場合の論点

<考え方>

- 運営費負担金、運営費交付金について、一定の条件下で、収益、キャッシュ・フローとして認めるとしても、それは、公正価値であることが必要であり、国際公会計基準が GBE に求める「通常の経済取引」の範囲内でのものであることが原則で、本来、市場化テスト等で民間が提供できるサービスの価格の範囲のもので、判断されるべきである。
- それが難しいとしても、民間企業がサービスの提供について補助条件を満たす場合、あるいは地方公共団体と契約を結んでサービスを提供する場合と同様の観点にたつて、中期計画において、設立団体が議会の議決を経て承認した範囲内の運営費負担金、運営費交付金に限って、収益・キャッシュ・フローとして認めるべきである。

- 従って、中期計画の改定をしないで行った赤字補填的な運営費交付金等は、減損会計上、収益、キャッシュ・フローとしては、認識すべきでない。

＜考えられる反論＞

- 赤字穴埋め的な運営費交付金等であっても、設立団体の首長によって予算に計上され、議会の議決を得ているものであれば、当該資産のグループの価値を認めていると考えられ、その設立団体の判断は尊重されるべきではないか。
- 中期計画は、議会の議決を得て団体の承認が必要であるとしても、そもそも、団体側が作成するものではないので、中期計画に規定された内容を、団体側からみた適正価格と判断する根拠とすることが、不相当とも考えられる。
- 企業会計の基準においても、親会社による子会社に対する損失補填的広告費も収益・キャッシュフローと認定されている事例があると考えられ、中期計画との関係で区別する理由が不透明であるほか、現実には、赤字補填的であるのかどうかを判定することは極めて困難である（中期計画での明記を求めたとしても、中期計画の改定は可能であり、限界がある。）。
- 物価上昇、災害その他の不測のやむをえない事情等に伴う運営費交付金等の増額は否定できないところであり、これらを運営費交付金の増額を排除することは問題がある。

4 収益・CFとして認識する負担金等の定義は困難とする場合の論点

＜考え方＞

- 収益・キャッシュ・フローの算定上、運営費負担金、運営費交付金については、その中期計画における位置付け等で区別することは困難であるので、原則として算入するが、設立団体には、中期計画で予定していないような安易な赤字補填等の運営費交付金の抑制を求めていくこととする。
- 安易な赤字補填を行う団体が出るかもしれないが、それも首長と議会の判断がある以上、団体として資産価値があると判断したものとして尊重すべきであり、これに対する批判は、住民、監査委員等から、赤字補填的運営費交付金を認めたことに対する批判として行われるべきであり、会計基準上区別することではない。

<考えられる反論>

- 国の独立行政法人も地方独立行政法人も、中期計画の下で経営することで、経営責任を見えやすくするためのものであり、このため、国の独法の運営費交付金は渡し切りのものとして制度設計されている。この趣旨を踏まえれば、赤字穴埋め的な運営費交付金等で収支が成り立てば減損が生じないのでは問題である。
- 赤字穴埋め的な運営費交付金等で減損が生じない場合、過大な施設整備を行った首長及びこれを承認した議会が責任を追及されないように運営費交付金を措置すれば、住民には見えないことになるものであり、会計の透明性が乏しくなる。
- 中期計画は、地方独立行政法人側が作成するものであることを考えると、中期計画以上の運営費交付金等を受けなければ、収益・キャッシュ・フローが必要なレベルに達しない場合、十分に、減損の兆候があると判断すべきである。

以上